

国民健康保険の県内保険料統一に向けた市基金の活用方法について

1. 前回の振り返り

(1) 専門部会設置の経緯

- ・国民健康保険は市町村ごとに運営していたが、平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担っている。
- ・兵庫県では令和12年度の県内標準保険料率の統一に向け、令和9年度から、県内統一の「標準保険料率」及び「減免基準」を設定。
- ・県下市町は、令和9年度から令和12年度までに、県内統一の「標準保険料率」等に移行する必要がある。
- ・令和12年度の標準保険料率の県内統一後は、市独自の保険料引き下げや減免基準の設定に基金を活用することができず、加えて、財源不足の補填には県の基金を活用することになるため、市基金の使途が大幅に縮小される。
- ・このため、保険料を原資とする基金を被保険者に還元できる機会が令和9年度～令和11年度に限られることから、基金約45億円（令和11年度末見込残高）の活用方策を検討する。

(2) 基金活用案

- 案① 保険料引き下げに活用
- 案② 現行の市減免基準の継続に活用
- 案③ 保険料引き下げと市減免基準の維持に活用（①と②の併用）
- 案④ その他（保健事業の拡充等へ活用）

(3) 主な意見

<保険料引き下げに関する意見>

- ・基金は保険料を積み立てたものであり、等しく還元するのが良いのではないかな。
- ・均等に全体に渡るように配るのがよいが、その中で低所得者に配慮する場合は、平等割や均等割を手厚くしてはどうか。
- ・例えば、月に千円や数百円であれば、基金を活用して保険料が下がっても、基金が使われていたことに気づかないかもしれない。
- ・令和11年度まで基金を活用していたことにより、令和12年度の保険料の上昇が県統一化によるものと受け止められはしないか。
- ・保険料の急激な変化に配慮する必要があるので、年度間の負担の幅をいかに少なくするかという観点も必要ではないか。
- ・等しく保険料を還元する考えの一方、急激に保険料が上昇する世帯を可能な

限り減らすという視点で案を作成することも考えられる。

- ・物価高対策という観点から、基金を活用して早急に保険料を引下げする方法もあるが、基金は無限にあるわけでない。将来的に保険料が上がっていくなかで、県統一化に向けてどうつなげていくかが大事ではないか。

＜保険料減免に関する意見＞

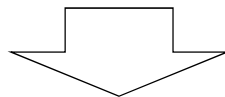
- ・案①とした場合、今後国民健康保険への加入を予定している社会保険の方が現在の市の減免基準を基に保険料を計算していたら大変である。その点、案③は減免基準の変更を周知できる期間があり、評価できる。
- ・案③の場合、市の減免基準の適用期間を短くしてでも、今加入している被保険者への還元効果が大きくなるようにしてはどうか。

＜保健事業の拡充等に関する意見＞

- ・医療の進歩により、様々な病気が早期発見できるようになっており、新たな健診項目を増やして特定健診を充実してはどうか。
- ・基金が繋ぎで活用されるのであればよいが、基金活用後を見据えると、現時点では事業の継続性に不安がある。

＜次回専門部会に関する意見＞

- ・保健事業の拡充に基金を活用しても、基金がなくなれば事業継続できない。持続可能性がないため、案④は選択肢から外してよいのではないか。
- ・第2回では様々な世帯を前提に、さらなる詳細な試算を提示する。
- ・保険料の動きが、極力、なだらかになるような案を検討できないか。



前回の議論を踏まえ、第2回専門部会では、

- 案①（保険料引き下げに活用）と案③（保険料引き下げと市減免基準の維持の併用）に候補を絞って議論を進める。
- 複数の世帯構成を設定し、各世帯に対して、案①および案③を前提とした5つの基金充当モデルを適用。これによる保険料の変化傾向を折れ線グラフにより図示。
- 案①および案③のパターン化については、保険料の年度間の変動ができるだけ緩やかとなるよう条件を設定。

2. 本日まで議論いただきたい事項

本日は以下の事項についてご議論いただき、方向性を整理していただく。

I. 基金活用の基本方針

- ✓ 案①・・・保険料の引き下げに活用
- ✓ 案③・・・保険料引き下げ ＋ 市減免基準の維持

II. 基金配分の考え方

- ✓ 基金充当期間
- ✓ 均等配分 or 段階的配分
- ✓ 配分比率（所得割・均等割・平等割）

III. 令和 12 年度へのつなぎ方

- ✓ 急激な変動を避ける

3. 試算の前提条件

（1）共通前提

試算は以下の条件に基づいて行う。

項 目	内 容
基金残高	45 億円（令和 11 年度末見込）
基金活用期間	令和 9 ～11 年度（この間で 1 ～ 3 年間）
保険料統一	・原則として令和 12 年度から県基準に統一 ・ただし、前倒しパターンも設定
保険料率	令和 8 年度の料率を使用
保険料引き下げ効果	令和 12 年度に向け、保険料の変動が緩やかとなるよう基金を配分
市減免基準	・令和 9 年度から減免項目を県下新基準と統一 （「低所得者減免」と「一部負担金対象者への保険料減免」を廃止） ・これにより市減免基準維持に要する費用を年間 12 億円として試算（前回は年間 13 億円）
配分比率	案① 45:38:17（令和 8 年度保険料と同じ）
所得割	※県下新基準を適用するため減免対象外となる所得階層へ配慮 ⇒ 所得割の充当比率を高め設定
均等割	
平等割	案③ 1:1:1
決算剰余金等の扱い	令和 8 年度以降の決算において基金残高に変動が生じた場合は、その増減に応じて基金充当額を増減する。

(2) モデル世帯

	世帯構成	世帯年収 (所得)	選定理由
ア	単身	(なし)	最も加入世帯が多い階層 (約 30%)
イ	単身	年金 200 万円 (47 万円)	2 番目に加入世帯が多い階層 (約 11%)
ウ	夫婦 2 人	年金 300 万円 (147 万円)	2 人世帯の中で最も加入が多い階層 (約 3%)
エ	夫婦 2 人 子供 2 人	給与 500 万円 (247 万円)	物価高の影響を受けやすい子育て世帯 であり、給与収入は国内平均給与 (478 万円) に近い水準 (約 1.6%)
オ	夫婦 2 人	給与 1 千万円超	定年退職により国保へ加入した賦課上 限額世帯 (約 1%)

(3) 検討パターン

		保険料引き下げ	市減免基準維持
案①	パターン A	令和 9 ～ 11 年度	なし
案③	パターン B	令和 9 ～ 11 年度	令和 9 ～ 11 年度
	パターン C	令和 9 ～ 11 年度	令和 9 年度
	パターン D	令和 9 ～ 10 年度	令和 9 ～ 10 年度
	パターン E	令和 9 ～ 10 年度	令和 9 年度

※詳細な設定は資料②－1 参照

4. モデルケース試算

(資料②－2 に沿って説明)

5. パターン比較・論点整理

各パターンの試算結果及び制度上の特徴について、部会での議論を円滑に進めるため、主要な評価項目ごとに整理した。なお、以下の評価は各案の特徴を相対的に示したものであり、各案の優劣を示すものではない。

(1) パターン別まとめ（◎○△×比較）

◆評価区分

評 価	意 味
◎	特に高い効果が認められる
○	一定の効果が認められる
△	効果は限定的である
×	効果がほとんど認められない、または対象外

◆評価項目ごとの考え方

項 目	評価の考え方
保険料引下げ効果	モデル世帯全体を通じた保険料軽減額の大きさ
現行市減免基準の継続性	現行の市減免制度の継続期間
保険料変動の平準化	令和9年度から令和12年度までの保険料変動の緩やかさ
被保険者全体への還元効果	基金活用の恩恵を受ける被保険者の範囲
低所得世帯への配慮	低所得世帯への保険料軽減効果
基金活用のわかりやすさ	被保険者にとって活用の内容が理解しやすいか

◆評価

	A	B	C	D	E
保険料引き下げ効果	◎	△	○	△	○
現行市減免基準の継続性	×	◎	△	○	△
保険料変動の平準化	○	○	◎	△	△
被保険者全体への還元効果	◎	△	○	△	○
低所得世帯への配慮	○	△	○	○	○
基金活用の分かりやすさ	◎	◎	△	△	△

(2) 各案の評価と検討の視点

◆ A案(保険料引き下げ最優先型)

<特徴>

- ・基金を保険料引き下げに活用することで、全ての被保険者に広く還元する考え方。
- ・各モデル世帯において一定の保険料軽減効果が見られ、特にモデル世帯「ウ」「エ」「オ」では他案と比較して高い軽減効果が確認できる。

<メリット>

- ・全ての被保険者に対して保険料軽減効果が及ぶ。
- ・保険料引き下げ効果が大きく、基金活用による還元効果を実感しやすい。
- ・活用方法が比較的シンプルであり、被保険者に説明しやすい。

<デメリット>

- ・令和9年度以降は県下新基準による減免制度へ移行するため、現行の市減免制度の対象者の一部が減免対象外となる。

<検討の視点>

- ・基金を広く還元する効果は高いものの、現行の市減免制度の対象者への影響をどのように考えるかが論点となる。
- ・所得割等への配分比率によって、保険料軽減効果の現れ方が異なる。

◆ B案(減免基準維持最優先型)

<特徴>

- ・基金を活用して現行の市減免制度を維持することを主眼とした考え方。
- ・所得激減世帯などへの支援を継続し、影響を受けやすい世帯への配慮を重視。

<メリット>

- ・所得激減世帯など現行の市減免制度の対象者に対する支援を継続できる。
- ・特に負担能力が低下した世帯への配慮が可能である。

<デメリット>

- ・保険料引き下げに活用できる基金額が限られるため、全体の引き下げ効果は小さくなる。
- ・減免対象とならない被保険者には基金活用の効果が見えにくい。
- ・被保険者全体への還元という観点では効果が限定的である。

<検討の視点>

- ・特定の世帯への支援を重視するか、被保険者全体への還元を重視するかが論点となる。
- ・保険料引き下げ効果を抑制してでも現行減免制度の維持を優先するかが論点となる。

◆ C案(バランス型)

<特徴>

- ・ 現行の市減免制度の維持と保険料引き下げを一定のバランスで実施する考え方。
- ・ 全体還元と個別支援の両立を目指す案である。

<メリット>

- ・ 保険料引き下げ効果と減免制度維持の双方の効果が期待でき、幅広い層への配慮が可能である。
- ・ 令和 10 年度以降の減免基準の見直しについて周知期間を確保できる。
- ・ 各モデル世帯において保険料引下げ効果が概ね中位に位置するとともに、保険料変動が比較的平準化された結果となっており、全体としてバランスの取れた案である。

<デメリット>

- ・ 保険料引き下げ効果、減免維持効果ともに突出した効果は得られない。
- ・ 基金活用の目的がやや分かりにくくなる可能性がある。

<検討の視点>

- ・ 「広く還元する」考え方と「重点的に支援する」考え方の中間に位置する案として評価できる。
- ・ 重視すべき政策目的の整理が必要である。

◆ D案(減免基準維持重視型)

<特徴>

- ・ 市減免制度の維持を重視しつつ、一定程度の保険料引き下げも行う考え方。
- ・ 市減免制度の維持を 2 年間とすることで、B 案に比べ、保険料引き下げに充当する基金の額を確保。

<メリット>

- ・ 現行減免制度による支援効果を一定程度維持できる。
- ・ 所得激減世帯への配慮が比較的手厚い。

<デメリット>

- ・ 保険料引き下げ効果は限定的となる。
- ・ 被保険者全体への還元という点では評価が分かれる可能性がある。

<検討の視点>

- ・ 公平性を「全員への還元」と捉えるか、「支援が必要な層への重点配分」と捉えるかで評価が分かれる。
- ・ 現行の市減免制度をどこまで維持する必要があるかが重要な論点となる。

◆ E案(保険料引き下げ重視型)

<特徴>

- ・ 保険料引き下げを中心としながら、一定程度現行の市減免制度も維持する考え方。

＜メリット＞

- ・保険料引き下げ効果および市減免制度による支援も一定程度確保できる。
- ・令和10年度以降の減免基準の見直しについて周知期間を確保できる。

＜デメリット＞

- ・A案ほどの保険料引き下げ効果は得られない。
- ・B案ほどの減免維持効果も得られない。
- ・基金配分の考え方について丁寧な説明が必要となる。

＜検討の視点＞

- ・保険料引き下げ効果を重視しつつ、市減免制度も一定程度維持したい場合の選択肢となる。
- ・全体還元と個別支援のバランスをどの水準で確保するかが論点となる。

6. 第3回で議論いただきたい事項

（1）基金活用方策の最終確認

（2）選択した基金活用方策の整理

- なぜこの案を選択したか
- 他案を採用しなかった理由

（3）市民への説明内容

- 基金活用の考え方
- 被保険者への還元
- 減免制度見直しの考え方
- 県統一化への対応

（4）専門部会としての取りまとめ案

7. 今後のスケジュール

令和8年8月7日 第3回専門部会

令和8年8月28日 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
(専門部会のとりまとめの報告)

【参考資料】

1 保険料のしくみ

平成30年度より、兵庫県が財政運営の責任主体となり、県全体の保険給付費を見込んだうえで必要な財源を算出し、その費用を国民健康保険事業費納付金として県内市町に負担を求める仕組みとなっている。各市町は、この納付金を支払うために必要な保険料を確保するために、兵庫県が示す「標準保険料率」を参考に、保険料率を算定している。

【保険料の構成】

- (1) 保険料は、「医療分・後期支援分・介護分・こども分」で構成される。県は、それぞれについて、所得水準等に応じて国民健康保険事業費納付金を市町に割り当てる。

医療分……………保険給付費をもとに計算

後期高齢者支援金分……後期高齢者医療に要する費用うち、現役世代が負担すべき後期高齢者支援金を集めるために計算

介護分……………介護2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）が負担すべき介護納付金を集めるために計算

こども分……………子ども・子育て施策に要する費用のうち、医療保険の保険料と合わせて徴収する子ども子育て支援金を集めるために計算（令和8年度新設）

- (2) 各市町は、それぞれの国民健康保険事業納付金について「所得割・均等割・平等割」の3区分に按分して保険料を算定する。

所得割……………基礎控除後所得（所得から基礎控除額（43万円）を控除した金額）で按分。

均等割……………加入者数で按分。

平等割……………世帯数で按分。

2 現行の市減免基準と県下新基準との比較

○保険料の減免

現在の市減免制度			県下新基準 (令和9年度以降)
減免の種類	対象	令和7年度実績	
1 所得激減減免	・前年度所得との対比率によって減免割合が増 ・所得要件：減免を受ける月の実収月額が24.5万円以下	・14,441件 ・約11.8億円	・前年所得が低い方ほど減免割合が増 ・所得要件：前年世帯所得1,000万円以下かつ減免対象者の個人所得350万円以下
2 低所得世帯減免	年度途中に著しく所得が減少した世帯	・1,437件 ・約0.4億円	廃止
3 一部負担金(窓口負担)減免世帯への減免	一部負担金が減額・免除された世帯	・0件	廃止
4 災害減免	・震災、風水害、火災等により住宅・家財等が2割以上の損害または床上浸水 ・所得1,000万円以下 ・減免期間6ヶ月	・14件 ・約50万円	・居住用住宅のみ適用 ・所得要件を撤廃 ・減免期間12ヶ月
5 給付制限減免	刑事施設等に2ヶ月を超えて収容されている人がいる世帯	・139件 ・約460万円	期間要件(2ヶ月)の撤廃

○一部負担金(窓口負担)の減免

現在の市減免制度			県下新基準 (令和9年度以降)
減免の種類	対象	令和7年度実績	
免除	・実収入月額が基準額(※)の115%以下の世帯 ・免除期間原則3ヶ月	—	・実収入月額が基準額の100%以下 ・免除期間原則3ヶ月まで、最長6箇月
減額	・実収入月額が基準額の130%以下 ・免除期間原則3ヶ月	—	・実収入月額が基準額の100%を超え115%以下 ・免除期間原則3ヶ月まで、最長6箇月
徴収猶予	・実収入月額が基準額の130%と一部負担金所要見込額を合算した金額 ・免除期間原則3ヶ月	・8件(1世帯) ・約270万円	・実収入月額が基準額の115%を超え125%以下 ・一部負担金所要見込額要件を撤廃 ・免除期間原則3ヶ月まで、最長6箇月

(※) 基準額 …… 生活保護に準じた一定の収入基準

3 保険料の所得激減減免の市減免基準と県下新基準の比較

(1) 対象者の分布

令和7年度に所得激減減免を適用した世帯をもとに、令和6年度の世帯所得階層別に市減免基準の減免総額と県下新基準での減免総額を比較

令和6年度世帯所得（円）	所得激減減免 世帯数	市減免基準の 減免総額（A）	県減免基準の 減免総額(試算)（B）	減免額の差額 （県(B)－市(A)）
0 ～ 1,000,000	989	21,270,200	25,247,920	3,977,720
1,000,001 ～ 2,000,000	4,152	193,848,970	170,215,760	△ 23,633,210
2,000,001 ～ 3,000,000	3,685	284,536,120	166,894,760	△ 117,641,360
3,000,001 ～ 3,500,000	1,158	116,803,130	68,180,540	△ 48,622,590
3,500,001 ～ 5,500,000	2,560	313,289,900	所得と世帯構成による	△ 313,289,900
5,500,001 ～ 7,500,000	1,070	129,258,850		△ 129,258,850
7,500,001 ～ 10,000,000	657	83,805,040		△ 83,805,040
10,000,001 ～	540	63,025,410	対象外	△ 63,025,410
合計	14,811	1,205,837,620	430,538,980	△ 775,298,640

(2) モデルケース

①前年度所得1,000万円の世帯

	減免適用の 有無	減免前の 保険料	減免額	減免後の 保険料
市減免基準	所得割70%減免	1,127,040円	641,840円	485,200円
県下新基準	適用なし	1,127,040円	0円	1,127,040円
差額（県下新基準-市減免基準）				641,840円

②前年度所得300万円の世帯

	減免適用の 有無	減免前の 保険料	減免額	減免後の 保険料
市減免基準	所得割70%減免	444,860円	240,850円	204,010円
県下新基準	所得割40%減免	444,860円	137,500円	307,630円
差額（県下新基準-市減免基準）				103,350円

③前年度所得100万円の世帯

	減免適用の 有無	減免前の 保険料	減免額	減免後の 保険料
市減免基準	所得割70%減免	156,880円	53,390円	103,490円
県下新基準	所得割80%減免	156,880円	61,020円	95,860円
差額（県下新基準-市減免基準）				△7,630円

◆ モデル世帯

	世帯構成	世帯年収 (所得)	選定理由
ア	単身	(なし)	最も加入世帯が多い階層(約30%)
イ	単身	年金200万円 (47万円)	2番目に加入世帯が多い階層(約11%)
ウ	夫婦2人	年金300万円 (147万円)	2人世帯の中で最も加入が多い階層(約3%)
エ	夫婦2人・子供2人	給与500万円 (247万円)	物価高の影響を受けやすい子育て世帯であり、給与収入は国内平均給与(478万円)に近い水準(約1.6%)
オ	夫婦2人	給与1千万円超	定年退職により国保へ加入した賦課上限額世帯(約1%)

◆ 試算条件(基金の充当金額など)

	ベース	基金充当						所得割:均等割:平等割 の割合	パターンの特徴
		充当先	期間 (年)	充当額(億円)					
				R9	R10	R11	計		
パターンA	案①	保険料	3	22	15	8	45	45:38:17	・すべての被保険者に広く保険料を還元 ・各モデル世帯において一定の保険料軽減効果が見られる
		減免	—	— (県基準)	— (県基準)	— (県基準)	—		
パターンB	案③	保険料	3	5	3	1	9	1:1:1	・基金を活用して現行の市減免基準を維持することを主眼とした考え方 ・所得激減世帯などへの支援を継続し、影響を受けやすい世帯へ配慮
		減免	3	12	12	12	36		
パターンC		保険料	3	16	11	6	33	R9 1:1:1 R10 45:38:17 R11 45:38:17	・市減免基準の維持と保険料引き下げがバランスの取れた形で実施でき ており、保険料変動の平準化も図られている ・全体還元と個別支援の両立を目指す案 ・減免基準見直しの周知期間を確保
		減免	1	12	— (県基準)	— (県基準)	12		
パターンD		保険料	2	13	8	— (県基準)	21	1:1:1	・現行の市減免基準の維持を重視しつつ、一定程度の保険料引下げも 実施 ・減免基準の維持を2年間とすることで、B案に比べ、保険料引き下げへ の基金充当額を確保
		減免	2	12	12	— (県基準)	24		
パターンE		保険料	2	22	11	— (県基準)	33	R9 1:1:1 R10 45:38:17	・保険料引き下げを中心としながら、一定程度、現行の市減免基準も維持 する考え方 ・減免基準見直しの周知期間を確保
		減免	1	12	— (県基準)	— (県基準)	12		

ア) 単身世帯（所得なし）

●各年度の年間保険料額 ※（ ）内は前年度比

円	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
パターン A	23,950	22,180 (△1,770)	22,680 (500)	23,190 (510)	23,750 (560)
パターン B	23,950	23,190 (△760)	23,360 (170)	23,550 (190)	23,750 (200)
パターン C	23,950	22,150 (△1,800)	22,960 (810)	23,320 (360)	23,750 (430)
パターン D	23,950	22,440 (△1,510)	22,890 (450)	23,750 (860)	23,750 (0)
パターン E	23,950	21,590 (△2,360)	22,960 (1,370)	23,750 (790)	23,750 (0)

イ) 単身世帯（年金収入 200 万円）

●各年度の年間保険料額 ※（ ）内は前年度比

円	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
パターン A	113,760	105,410 (△8,350)	107,820 (2,410)	110,200 (2,380)	112,910 (2,710)
パターン B	113,760	110,620 (△3,140)	111,300 (680)	112,040 (740)	112,910 (870)
パターン C	113,760	106,650 (△7,110)	109,150 (2,500)	110,850 (1,700)	112,910 (2,060)
パターン D	113,760	107,730 (△6,030)	109,520 (1,790)	112,910 (3,390)	112,910 (0)
パターン E	113,760	104,490 (△9,270)	109,150 (4,660)	112,910 (3,760)	112,910 (0)

ウ) 夫婦 2 人世帯（年金収入 300 万円）

●各年度の年間保険料額 ※（ ）内は前年度比

円	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
パターン A	284,400	263,540 (△20,860)	269,610 (6,070)	275,540 (5,930)	282,290 (6,750)
パターン B	284,400	277,160 (△7,240)	278,620 (1,460)	280,240 (1,620)	282,290 (2,050)
パターン C	284,400	268,500 (△15,900)	272,900 (4,400)	277,180 (4,280)	282,290 (5,110)
パターン D	284,400	270,850 (△13,550)	274,800 (3,950)	282,290 (7,490)	282,290 (0)
パターン E	284,400	263,800 (△20,600)	272,900 (9,100)	282,290 (9,390)	282,290 (0)

エ) 夫婦＋子ども 2 人世帯（給与収入 500 万円）

●各年度の年間保険料額 ※（ ）内は前年度比

円	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
パターン A	616,700	579,290 (△37,410)	590,180 (10,890)	600,810 (10,630)	612,910 (12,100)
パターン B	616,700	604,140 (△12,560)	606,590 (2,450)	609,320 (2,730)	612,910 (3,590)
パターン C	616,700	589,530 (△27,170)	596,090 (6,560)	603,760 (7,670)	612,910 (9,150)
パターン D	616,700	593,480 (△23,220)	600,170 (6,690)	612,910 (12,740)	612,910 (0)
パターン E	616,700	581,600 (△35,100)	596,090 (14,490)	612,910 (16,820)	612,910 (0)

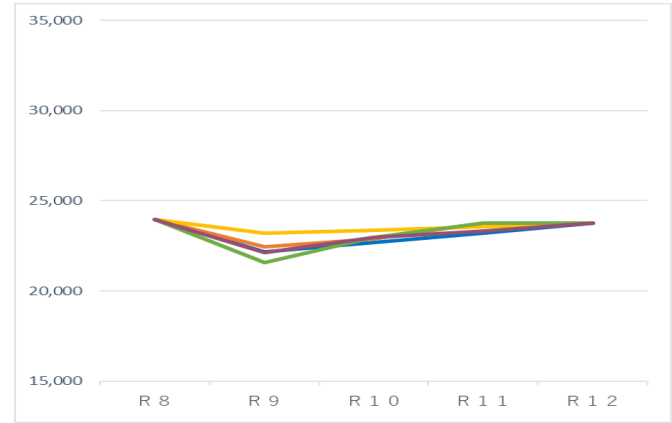
オ) 保険料の賦課上限額の世帯

●各年度の年間保険料額 ※（ ）内は前年度比

円	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
パターン A	1,124,600	1,070,320 (△54,280)	1,091,680 (21,360)	1,112,250 (20,570)	1,124,600 (12,350)
パターン B	1,124,600	1,119,850 (△4,750)	1,123,970 (4,120)	1,124,600 (630)	1,124,600 (0)
パターン C	1,124,600	1,093,900 (△30,700)	1,102,960 (9,060)	1,117,880 (14,920)	1,124,600 (6,720)
パターン D	1,124,600	1,100,910 (△23,690)	1,112,840 (11,930)	1,124,600 (11,760)	1,124,600 (0)
パターン E	1,124,600	1,079,890 (△44,710)	1,102,960 (23,070)	1,124,600 (21,640)	1,124,600 (0)

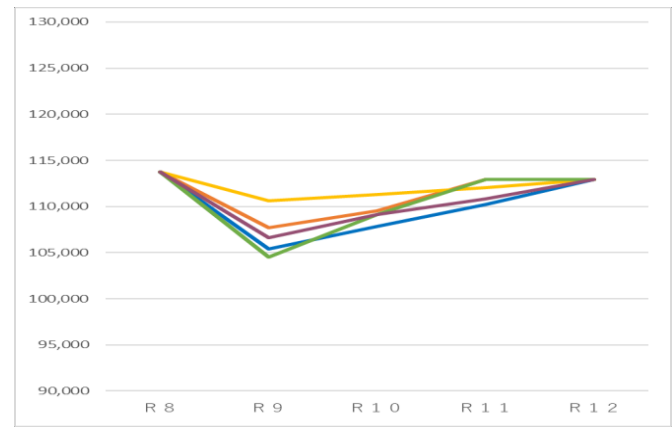
●年間保険料の推移（円）

【5 千円単位】



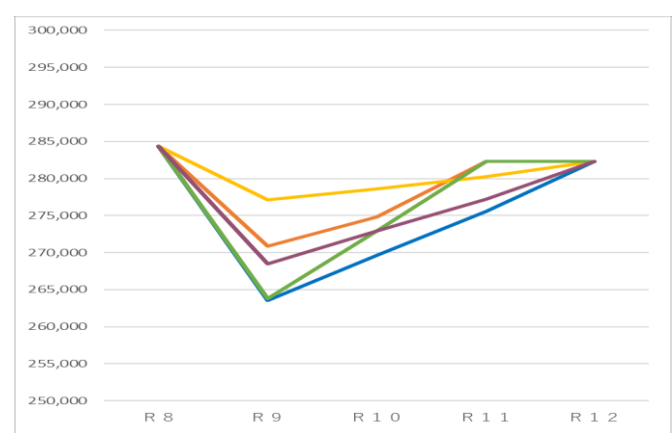
●年間保険料の推移（円）

【5 千円単位】



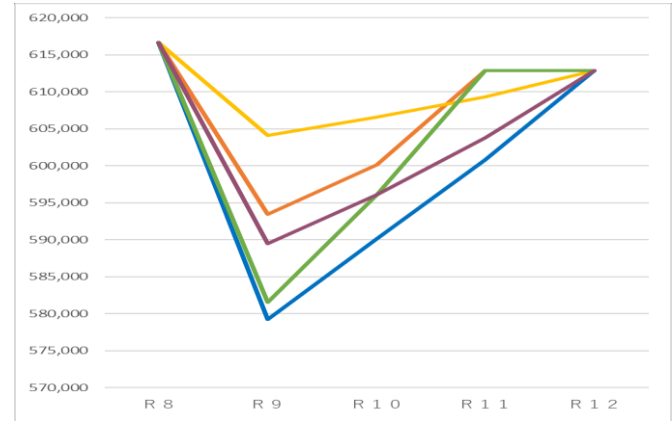
●年間保険料の推移（円）

【5 千円単位】



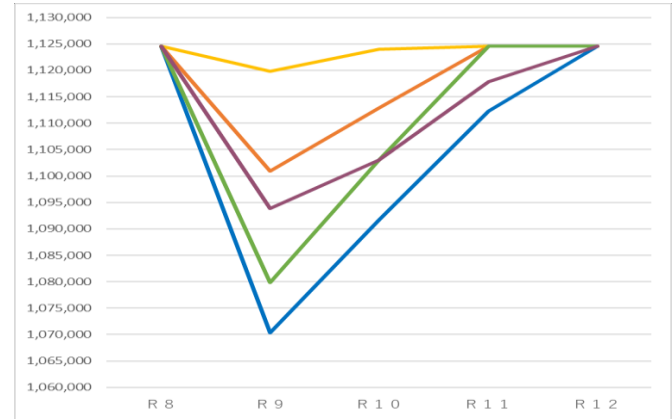
●年間保険料の推移（円）

【5 千円単位】

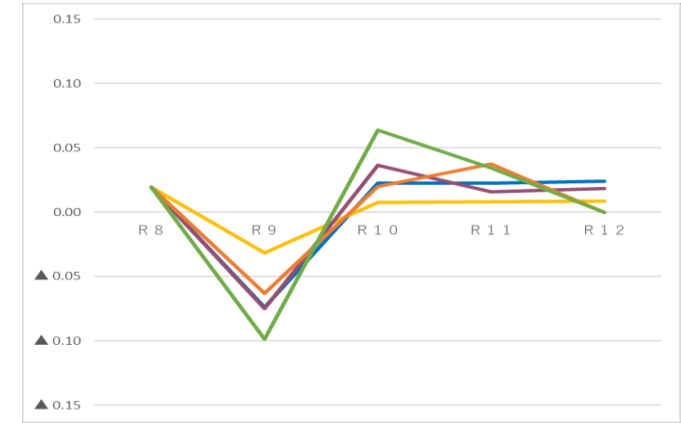


●年間保険料の推移（円）

【5 千円単位】

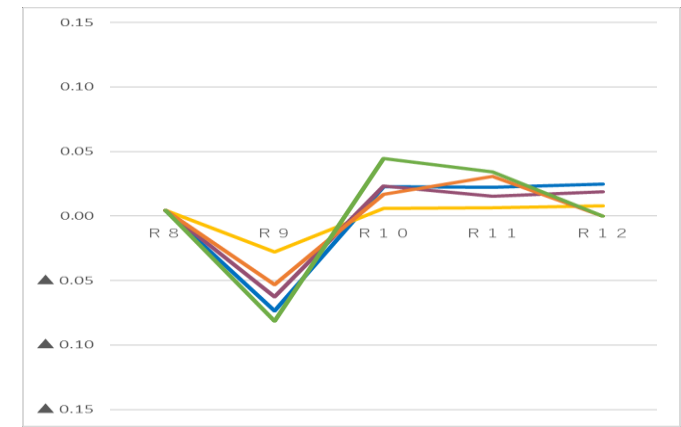


●年間保険料の対前年度増減割合（％）

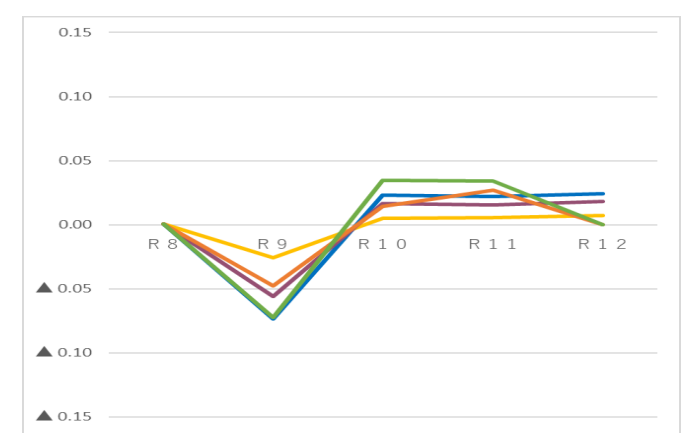


●年間保険料の対前年度増減割合（％）

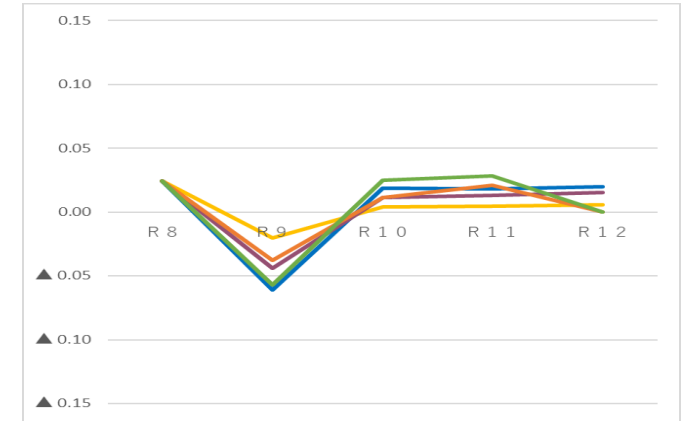
【5 千円単位】



●年間保険料の対前年度増減割合（％）



●年間保険料の対前年度増減割合（％）



●年間保険料の対前年度増減割合（％）

